

議案第50号

幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例

幕別町中小企業融資に関する条例（昭和53年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「年1.2パーセント」を「年1.0パーセント」に、「年2パーセント」を「年2.2パーセント」に改め、同項第2号中「運転資金使途に係る」を削り、「運転資金及び小口資金の使途が運転資金に係るものについては、貸付金額が500万円以内のときは当該融資額に係る保証料全額とし、貸付金額が500万円を超えたときは当該超えた金額に対する保証料の2分の1を加算した額」を「融資額に係る保証料全額」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の幕別町中小企業融資に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みのある融資から適用し、施行日前に申込みのあった融資については、なお従前の例による。